

小水力発電施設整備事業実施要領（平成29年10月13日 一部改正）新旧対照表（案）

旧	新
<p style="text-align: center;">小水力発電施設整備事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成24年4月2日付け農整第14号 最終改正 平成28年3月31日付け農整第1024号</p> <p>第1 趣旨</p> <p>CO2削減、地球温暖化防止の観点から、また東日本大震災の原発事故の影響から、自然循環による再生可能エネルギーへの期待が高まっている。</p> <p>岐阜県の包蔵水力は非常に高く、発電能力を有する農業水利施設が数多くあると考えられることから、農業水利施設を活用した小水力発電による地域資源の有効活用を図っていくため、次のとおり小水力発電施設整備事業を実施する。</p> <p>第2 事業内容等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p>本事業の事業内容は、次のとおりとする。</p> <p>なお、農業水利施設の発電能力を最大限に活用するため、農林水産省の助成制度では売電収益の充当の対象とならない地域振興施設の電気代の他、農村振興に資する活動費についても充当できるものとする。</p> <p>(1) 小水力発電施設の概略計画、基本設計（以下、「設計業務」という。）</p> <p>a 小水力発電の可能性の有無や事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討</p> <p>b 計画図の作成</p> <p>c 河川協議等の資料作成</p> <p>(2) 小水力発電施設整備（以下、「施設整備」という。）</p> <p>a 小水力発電施設の実施設設計</p> <p>b 小水力発電施設の整備</p> <p>c 既存の農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するための整備</p> <p>第3 事業の実施</p> <p>1 事業の実施</p> <p>ア 市町村長、土地改良区理事長等（以下、「申請者」という。）は、本事業の着手を希望する場合は、事業着手申請書（様式第1号）及び小水力発電施設整備事業計画概要書（様式第2号）、売電収益を農村振興に資する活動費に充当するものについては、農村振興活動実施計画書（様式第7号）（以下「事業計画書等」という。）を、農林事務所を経由して知事に提出するものとする。</p> <p>イ 農林事務所長は、申請者からの事業着手申請について、事業を早急に実施することが適当と認めるときは、小水力発電整備事業計画（様式第3号）を作成し（ただし、設計業務の場合は除く。）、アの書類と併せて知事に提出するものとする。</p> <p>小水力発電整備事業計画の作成に当たり必要がある場合は、費用の負担予定者、現況施設の所有者及</p>	<p style="text-align: center;">小水力発電施設整備事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成24年4月2日付け農整第14号 <u>最終改正 平成29年10月13日付け農整第505号</u></p> <p>第1 趣旨</p> <p>CO2削減、地球温暖化防止の観点から、また東日本大震災の原発事故の影響から、自然循環による再生可能エネルギーへの期待が高まっている。</p> <p>岐阜県の包蔵水力は非常に高く、発電能力を有する農業水利施設が数多くあると考えられることから、農業水利施設を活用した小水力発電による地域資源の有効活用を図ると共に、<u>緊急時における地域の安全・安心のための安定的な電力供給の必要性から電源ライフラインへのバックアップ電源の安定確保を図</u>っていくため、次のとおり小水力発電施設整備事業を実施する。</p> <p>第2 事業内容等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p>本事業の事業内容は、次のとおりとする。</p> <p>なお、農業水利施設の発電能力を最大限に活用するため、農林水産省の助成制度では売電収益の充当の対象とならない地域振興施設の電気代の他、農村振興に資する活動費についても充当できるものとする。</p> <p>(1) 小水力発電施設の概略計画、基本設計（以下、「設計業務」という。）</p> <p>a 小水力発電の可能性の有無や事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討</p> <p>b 計画図の作成</p> <p>c 河川協議等の資料作成</p> <p>(2) 小水力発電施設整備（以下、「施設整備」という。）</p> <p>a 小水力発電施設の実施設設計</p> <p>b 小水力発電施設の整備</p> <p>c 既存の農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するための整備</p> <p><u>d 平成25年度までに概要計画を策定し、「ぎふ農業農村基本計画」で整備対象の県営農村環境整備事業（小水力発電整備型）の地区の事業進捗を促進</u></p> <p>第3 事業の実施</p> <p>1 事業の実施</p> <p>ア 市町村長、土地改良区理事長等（以下、「申請者」という。）は、本事業 <u>（第2の2の（2）のdを除く）</u>の着手を希望する場合は、事業着手申請書（様式第1号）及び小水力発電施設整備事業計画概要書（様式第2号）、売電収益を農村振興に資する活動費に充当するものについては、農村振興活動実施計画書（様式第7号）（以下「事業計画書等」という。）を、農林事務所を経由して知事に提出するものとする。</p> <p>イ 農林事務所長は、申請者からの事業着手申請について、事業を早急に実施することが適当と認めるときは、小水力発電整備事業計画（様式第3号）を作成し（ただし、設計業務の場合は除く。）、アの書類と併せて知事に提出するものとする。</p> <p>小水力発電整備事業計画の作成に当たり必要がある場合は、費用の負担予定者、現況施設の所有者及</p>

旧	新
<p>び所有者及び管理者、施設の予定管理者、関係行政機関等と調整を図るものとする。</p> <p>ウ 知事は、アの申請について事業を実施することが適当と認めるときは、申請者に事業着手決定通知書（様式第4号）を通知するものとする。</p> <p>2 事業の実施要件</p> <p>以下の要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための設計業務又は施設整備であること。</p> <p>(1) 設計業務</p> <p>(略)</p> <p>(2) 施設整備</p> <p>a 土地改良施設等の維持管理費の節減等が見込まれるものとして、次の全てに該当すること。</p> <p>i 農村振興に資することを目的とした小水力発電施設であって、売電収益の充当対象が次に該当すること。ただし、④に該当する場合は事業の着手申請にあたり具体的な計画を示すこと。</p> <p>①土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設の維持管理費</p> <p>②農業農村振興に資する公的施設の電気代</p> <p>③地域振興に資する公的施設の電気代</p> <p>④農村振興に資する活動費</p> <p>ii 売電収益の毎年度の支出計画にあたり、上記③と④の合計額が、①と②の合計額を上回らないこと。</p> <p>iii 発電原価が売電単価等からみて相当な水準であること。</p> <p>iv 総費用総便益比（B/C）が1.0以上であること。</p> <p>b 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 小水力発電施設の管理運営の取扱い</p> <p>本事業で整備した小水力発電施設の管理運営については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則（平成24年4月2日付け農整第14号）</p> <p>この要領は、平成24年度事業から適用する。</p> <p>附 則（平成25年3月29日付け農整第1022号）</p> <p>この要領は、平成25年度事業から適用する。</p> <p>附 則（平成26年3月28日付け農整第1024号）</p> <p>この要領は、平成26年度事業から適用する。</p>	<p>び所有者及び管理者、施設の予定管理者、関係行政機関等と調整を図るものとする。</p> <p>ウ 知事は、アの申請について事業を実施することが適当と認めるときは、申請者に事業着手決定通知書（様式第4号）を通知するものとする。</p> <p>2 事業の実施要件</p> <p>以下の要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための設計業務又は施設整備であること。</p> <p>(1) 設計業務</p> <p>(略)</p> <p>(2) 施設整備</p> <p>a 土地改良施設等の維持管理費の節減等が見込まれるものとして、次の全てに該当すること。</p> <p><u>但し、第2の2の(2)のdについては、県営農村環境整備事業（小水力発電整備型）の実施要件によるものとする。</u></p> <p>i 農村振興に資することを目的とした小水力発電施設であって、売電収益の充当対象が次に該当すること。ただし、④に該当する場合は事業の着手申請にあたり具体的な計画を示すこと。</p> <p>①土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設の維持管理費</p> <p>②農業農村振興に資する公的施設の電気代</p> <p>③地域振興に資する公的施設の電気代</p> <p>④農村振興に資する活動費</p> <p>ii 売電収益の毎年度の支出計画にあたり、上記③と④の合計額が、①と②の合計額を上回らないこと。</p> <p>iii 発電原価が売電単価等からみて相当な水準であること。</p> <p>iv 総費用総便益比（B/C）が1.0以上であること。</p> <p>b 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 小水力発電施設の管理運営の取扱い</p> <p>本事業 <u>（第2の2の(2)のdを除く）</u> で整備した小水力発電施設の管理運営については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則（平成24年4月2日付け農整第14号）</p> <p>この要領は、平成24年度事業から適用する。</p> <p>附 則（平成25年3月29日付け農整第1022号）</p> <p>この要領は、平成25年度事業から適用する。</p> <p>附 則（平成26年3月28日付け農整第1024号）</p> <p>この要領は、平成26年度事業から適用する。</p>

旧	新
<p>附 則（平成28年3月31日付け農整第1023号） この要領は、平成28年度事業から適用する。</p>	<p>附 則（平成28年3月31日付け農整第1023号） この要領は、平成28年度事業から適用する。 <u>附 則（平成29年10月13日付け農整第505号）</u> <u>この要領は、平成29年10月13日から施行する。</u></p>